

第5章 心和む美しく豊かな景観と環境を大切にしまちづくり

第1節 自然環境の保全と景観づくり

1. 自然環境の保全

<現況と課題>

本市は、筑波山を望む美しい田園環境、鬼怒川をはじめとする河川の水辺、里山・平地林などの自然環境を有しています。これらは歴史ある市街地や潤いある集落環境を背景として、市民の誇り、心の拠り所となっており、近年では河川の美化や里山の保全などに取り組む市民・団体の活動も活発に行われています。

本市が誇るこうした豊かな自然環境を守り、次代に継承していくことが筑西に住む市民と行政の責務であることを改めて認識し、市民と行政が一体となって環境保全に取り組んでいく必要があります。

今後は、自然環境の保全や地球環境に配慮した生活環境対策に積極的に取り組むとともに、心和む田園風景や地域にあった街並みづくりなど、新たな時代に向けて、本市の個性・魅力が際立つ美しい都市環境づくりを推進していく必要があります。

■市内主要4河川のBOD（※）適合状況

	鬼怒川	小貝川	五行川	大谷川	総合適合率
平成15年度	100%	83%	100%	92%	94%
平成16年度	100%	67%	67%	92%	82%
平成17年度	100%	84%	100%	100%	96%

資料：生活環境課

<基本目標>

豊かな自然環境や生態系を守り、共生していくまちづくりをめざし、公害防止をはじめとする生活環境の保全に努めるとともに、市民の憩いの場となる河川や緑地等の保全に市民とともに取り組んでいきます。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成17年)	目標値 (平成23年)
BODの総合適合率	96%	100%

<施策の体系>



※ BOD：生物科学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

<基本施策>

(1) 生活環境対策の推進

工場・事業所等からの排水の監視や、公共水域や地下水の継続的な観測を実施し、周境地域の環境保全に努めます。

また、大気汚染、騒音・振動・悪臭等についての対策を徹底するとともに、日常の近隣騒音の防止について市民への啓発を図り、静穏な生活環境の保全に努めます。

(2) 自然環境対策の推進

花木の里親制度や花いっぱい運動などの緑化活動を通して、市民主体の緑環境の保全に努めます。

また、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進など、総合的な排水対策の推進により河川の水質保全・浄化に努め、生き物の棲みやすい水辺環境の保全に努め、自然と共生するまちの実現を目指します。



■ 里山保全



■ 鮭遡上



■ 鮭遡上看板

2. 景観づくりの推進

<現況と課題>

本市は、筑波山を望む広大な田園景観、鬼怒川・小貝川をはじめとする河川や緑地の景観、北部丘陵地の山林や田園に残る里山・平地林・集落景観など、豊かな水と緑の自然景観を有しており、これらは市民のふるさとの風景として継承されてきました。また、古くからの県西地域の中心地として発展してきた歴史と文化の環境は、自然環境と相まって多くの芸術家を排出する風土として本市に深く根付いています。

今後とも、先人が守り育ててきた環境や歴史・文化と暮らしとの関わりを次代にしっかりと継承していくため、美しい自然・田園景観や歴史的街並みの保全、都市の活力を象徴する風格ある市街地の景観など、筑西市ならではの魅力ある都市環境・景観づくりに市民とともに取り組んでいく必要があります。

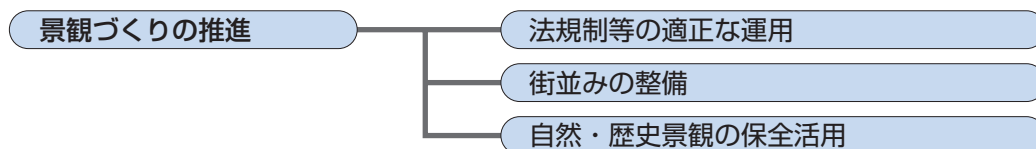
<基本目標>

美しい自然景観と歴史・風土が調和した筑西市らしい街並み・景観を創出し、次代に継承していきます。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
違反広告物追放推進団体	20 団体	25 団体

<施策の体系>



■ サイクリングロード（五行川）

<基本施策>

(1) 法規制等の適正な運用

景観法や屋外広告物法に基づく県条例の適正な運用を行うとともに、「都市計画マスタープラン」(※)に基づきながら、地域の特性を活かした景観形成に努めます。

(2) 街並みの整備

良好な居住環境を維持するため、計画的な都市基盤の整備とまちなかの自然環境との調和を図りながら、だれもが誇りを持って住み続けられる美しい街並みづくりを推進します。

特に、まちなかにおいては、蔵造や歴史ある建物など、昔ながらの景観と共存を図りながら、文化的で活力と賑わいのある街並みづくりを推進します。

また、違反広告物等への適切な規制を行うとともに、市民の住まい環境・景観への関心を高め、景観づくりへの積極的な参加を促進していきます。

(3) 自然・歴史景観の保全活用

筑波山を望む景観に配慮するとともに、鬼怒川や小貝川などの河川景観、平地林などの残された貴重な自然、緑豊かな田園・集落景観、歴史ある街並み景観などの保全に市民とともに取り組むとともに、自然環境・景観の保全に取り組む市民・団体の活動を支援します。

※ 都市計画マスタープラン：都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。



■ 市役所屋上からの風景



■ 景観づくりの推進

第2節 地域環境を守る循環型社会の形成

1. 循環型社会の形成

<現況と課題>

本市では循環型社会の構築に向けて、分別収集の徹底、資源ごみの回収の充実によるごみの減量化を推進しており、1世帯当たりのごみの排出量は全国平均よりも少ない良好な状況にあります。

今後は、各地区の収集業務及び排出ルールの一掃をはじめ、市民やリサイクル推進団体の協力を得ながら、筑西市全体のごみの収集業務の均衡を図っていく必要があります。

ごみ処理については、「一般廃棄物処理計画」に基づく適正処理を進めているほか、し尿及び浄化槽清掃汚泥は、筑西広域市町村圏事務組合・筑北環境衛生組合のし尿処理施設により衛生的に処理を行っています。

不法投棄は、地域の豊かな自然環境を守る上で、重大な社会問題となっており、今後とも、地区のリサイクル団体等との連携を図りながら、防止看板の設置や監視・パトロール体制の強化を図っていく必要があります。

■ごみの排出量の推移

	収集人口 (人)	家庭ごみの量 (t)	資源ごみの量 (t)	1人が1日に排出 する家庭ごみの量 (g/日)	リサイクル率 (収集ベース) (%)
平成16年度	115,624	24,607	4,266	583	14.8
平成17年度	114,840	24,473	4,151	584	14.5

リサイクル率（収集ベース）＝資源ごみの量÷（家庭ごみの量＋資源ごみの量）

資料：生活環境課

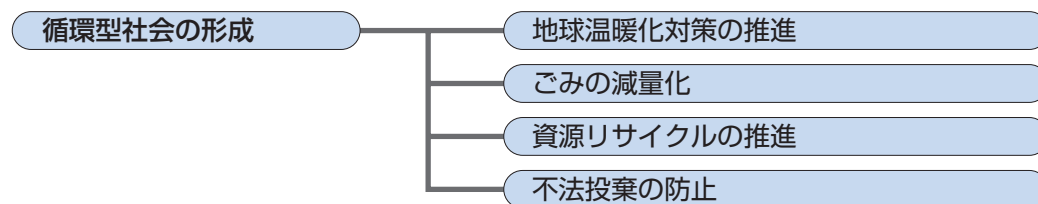
<基本目標>

市民と行政が一体となって地球温暖化対策に取り組むとともに、環境負荷の少ない循環型社会を実現するため、市民や企業の意識の一層の高揚を図り、ごみの減量化・再資源化、不法投棄等の抑制を推進し、次世代に継承すべき良好な地域環境を保全します。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成17年)	目標値 (平成23年)
リサイクル率（収集ベース）	14.5%	18.0%
1人が1日に排出する家庭ごみの量	584g	500g

<施策の体系>



<基本施策>

(1) 地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設等における二酸化炭素の排出削減や省エネルギー・省資源などを推進するとともに、民間施設や一般家庭で取り組む地球温暖化対策の普及・啓発を図ります。

(2) ごみの減量化

公共事業はもとより市民の日常生活におけるごみの減量化について、一層の普及・啓発を図ります。

また、コンポストや EM ぼかし容器（※1）購入費用の助成などの補助事業により、有機ごみの減量と再利用を促進します。

(3) 資源リサイクルの推進

分別収集方法の統一をはじめ市全体の収集業務の均衡を図るとともに、自治会等との連携やリサイクル団体の育成など、市民との協働のもと分別収集・リサイクルの徹底を図ります。

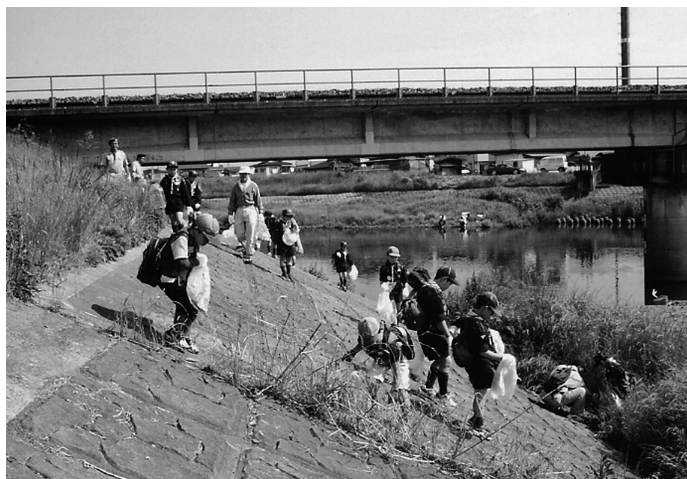
また、処理過程で生成される溶融スラグ（※2）入りアスファルト舗装材の利用促進など、リサイクル資材の積極的な活用を図ります。

(4) 不法投棄の防止

粗大ごみ等の収集事業の周知・徹底を図り、河川や山林への不法投棄の防止に努めます。また、市民・団体との連携のもと、不法投棄の監視やパトロールの強化を図ります。

※1 EM ぼかし容器：EM 菌（有用微生物群）によって、生ゴミをたい肥にする容器。

※2 溶融スラグ：焼却灰を 1,200℃以上で溶かし、水で急冷して小粒子にしたもの。



■ ごみ拾い（ボランティア活動）

第3節 計画的土地利用と市街地の整備

1. 計画的土地利用の推進

<現況と課題>

本市は、全域 20,535ha が都市計画区域に指定され、そのうち約 7%に当たる 1,522ha が市街化区域となっていますが、近年、市街地の空洞化、商業施設や住宅の郊外立地など、社会経済情勢等を背景に土地利用の形態も変化しつつあります。

今後は、市街地の計画的な整備と効率的な土地利用、集落地における開発の適正な誘導など、地域の特性に応じた適切な土地利用の推進を図り、生活環境の向上と地域の活性化を図っていく必要があります。

また、筑西幹線道路等の整備により影響を受ける沿道地域においては、周辺環境や地域の特性を踏まえた適切な規制誘導のもと、地域の豊かさにつながる秩序ある土地利用を推進していく必要があります。

■地目別土地面積

(ha)

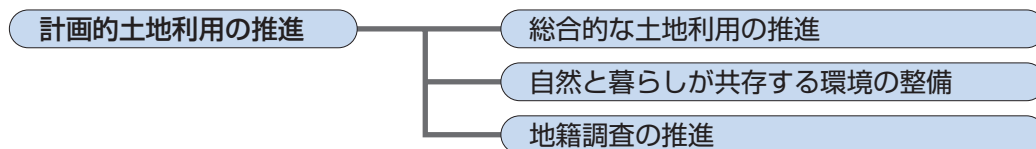
	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合 計
平成 12 年	6,560	5,505	2,970	1,361	71	681	3,387	20,535
平成 15 年	6,554	5,372	3,018	1,339	70	745	3,437	20,535
平成 18 年	6,612	5,310	3,098	1,346	85	789	3,295	20,535

資料：資産税課

<基本目標>

市の健全な発展と、市民が誇りをもって住み続けることができる魅力ある快適環境の形成をめざし、広域的な動向や地域特性を踏まえながら、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

<施策の体系>



＜基本施策＞

(1) 総合的な土地利用の推進

「都市計画マスタープラン」に基づく地域別の土地利用計画の策定や、まちづくり特例市として取り組む開発許可制度や市宅地開発指導要綱等の整備により、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

(2) 自然と暮らしが共存する環境の整備

豊かな自然や歴史環境を保全しながら、個性あるまちづくりや潤いある生活環境づくりへの活用を図ります。

また、産業との連携に基づく複合的な土地利用の誘導や、地域の特性に応じた緑豊かな街並みづくりなど、自然と暮らしが共存する魅力ある環境づくりを推進します。

(3) 地籍調査の推進

市民の権利の保護及び土地取引の円滑化、行政の効率化を図るため、国土調査法に基づきながら、未調査区域の地籍の実態を適切に調査します。



■ 八丁台土地区画整理事業

2. 市街地の整備

<現況と課題>

本市の市街地は、下館駅を中心とした中心市街地、川島駅・玉戸駅周辺の副次的市街地、各地区の既成市街地、工業団地から構成されており、それぞれの地区の特性に応じて、道路や公園等の都市基盤施設の整備を段階的に進めています。

特に JR 下館駅から国道 50 号までの県道稲荷町線を軸とする市街地においては、目抜き通りとなる稲荷町線の拡幅、地域交流センターや美術館の建設及び筑西しもだて合同庁舎等の整備が行われ、文化・交流ならびに行政機能を担う都市生活支援拠点として、潤いと活力をもたらす中心市街地の再生を推進しています。

また、中心市街地周辺や国道 50 号バイパス沿線については土地区画整理事業による面的・総合的な市街地整備により、良好な住環境の保全とゆとりある住宅地の形成を進めています。

今後は、「都市計画マスタープラン」に基づく土地利用計画や都市再生整備計画など計画的な市街地の整備を推進していく必要があります。

<基本目標>

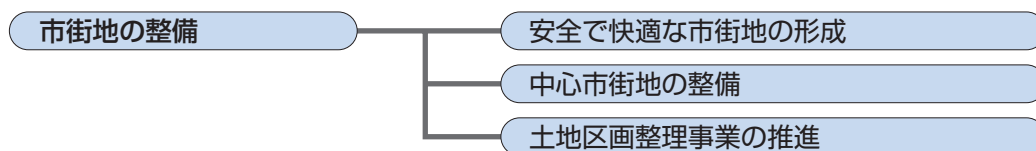
本市の誇る豊かな自然環境・田園環境との調和を基本に、中心市街地への都市機能の集積による活力と魅力のある都市生活拠点の形成を図るとともに、地区の特性に合わせ、街並みや景観に配慮した市街地整備を推進します。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
土地区画整理事業（八丁台地区 施行面積 60.1ha）	87.9%	100.0%

現況値、目標値は公共施設の整備率を示す。

<施策の体系>



＜基本施策＞

（１）安全で快適な市街地の形成

周辺環境や景観との調和を図りつつ、住民の理解と協力のもと、道路・公園をはじめとする公共施設等の計画的な整備を推進し、地域の特性が活かされた安全で快適な市街地の形成を図ります。

（２）中心市街地の整備

街並み環境の整備やシビックコア関連整備などを推進し、公共機能の集積を図りながら歴史と文化の香るまちの顔づくりに努め、市民の交流を促進し、高齢者等にも暮らしやすい活力ある市街地づくりを進めます。

（３）土地区画整理事業の推進

周辺市街地のスプロール化（※）の防止と、公共施設の整備改善・宅地の利用増進のため、土地区画整理事業による面的整備を推進するとともに、現在施行中の「八丁台土地区画整理事業」の早期完成を目指します。

また、まちなかの土地の有効活用を図る小規模土地区画整理事業を推進します。

※ スプロール化：都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。



■ 下館駅中心市街地

第4節 交通環境の整備

1. 道路網の整備

<現況と課題>

本市の道路体系は、東西方向に走る国道50号、南北方向に走る国道294号の2路線を骨格とし、これらを補完する環状道路や放射道路として県道及び市道がネットワークを形成しています。

都市計画道路については、44路線、総延長121.27kmが計画決定されており、整備率は平成17年度で45.1%となっていますが、現在、国の官公庁施設と市の公共施設等を連絡する中島・富士見町線及び中島・西榎生線の整備を進めており、中心市街地の再生の軸となる道路として早期完成が望まれています。

また、市街地環状線を形成する一本松・茂田線（筑西幹線道路）やつくば市へのアクセス道路である主要地方道つくば・真岡線バイパス、主要地方道筑西・つくば線バイパスの整備を進めています。

今後は、広域化する都市活動に伴い増大する交通需要への対応を踏まえつつ、「都市計画マスタープラン」等に基づきながら、計画的な道路整備を推進していく必要があります。

<基本目標>

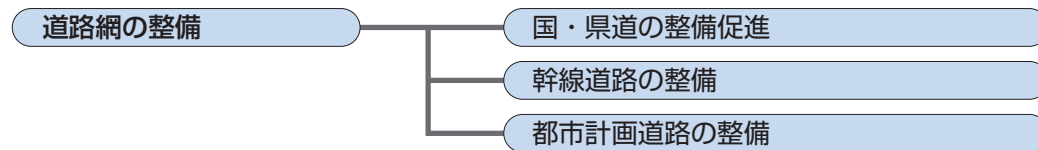
国道50号バイパスの整備や国道294号の4車線化、主要地方道筑西・つくば線バイパスなど、広域交通網の整備を促進します。

また、筑西幹線道路をはじめ、交通渋滞を解消し活発な社会経済活動の基盤となる幹線道路網の計画的な整備を推進します。



■ 国道50号

<施策の体系>



<基本施策>

(1) 国・県道の整備促進

国道の混雑緩和のため、国道50号下館バイパスの早期完成、協和道路の整備促進、さらには国道294号4車線化の早期実現を国・県に要望していきます。

また、主要地方道筑西・つくば線バイパス等の整備を、引き続き県に要望していきます。

(2) 幹線道路の整備

市街地環状線を形成する道路である一本松・茂田線（筑西幹線道路）やつくば市方面へのアクセス道路である倉持・東石田線（倉持バイパス）の整備など、交通渋滞を解消し、活発な社会経済活動の基盤となる幹線道路の計画的な整備を推進します。

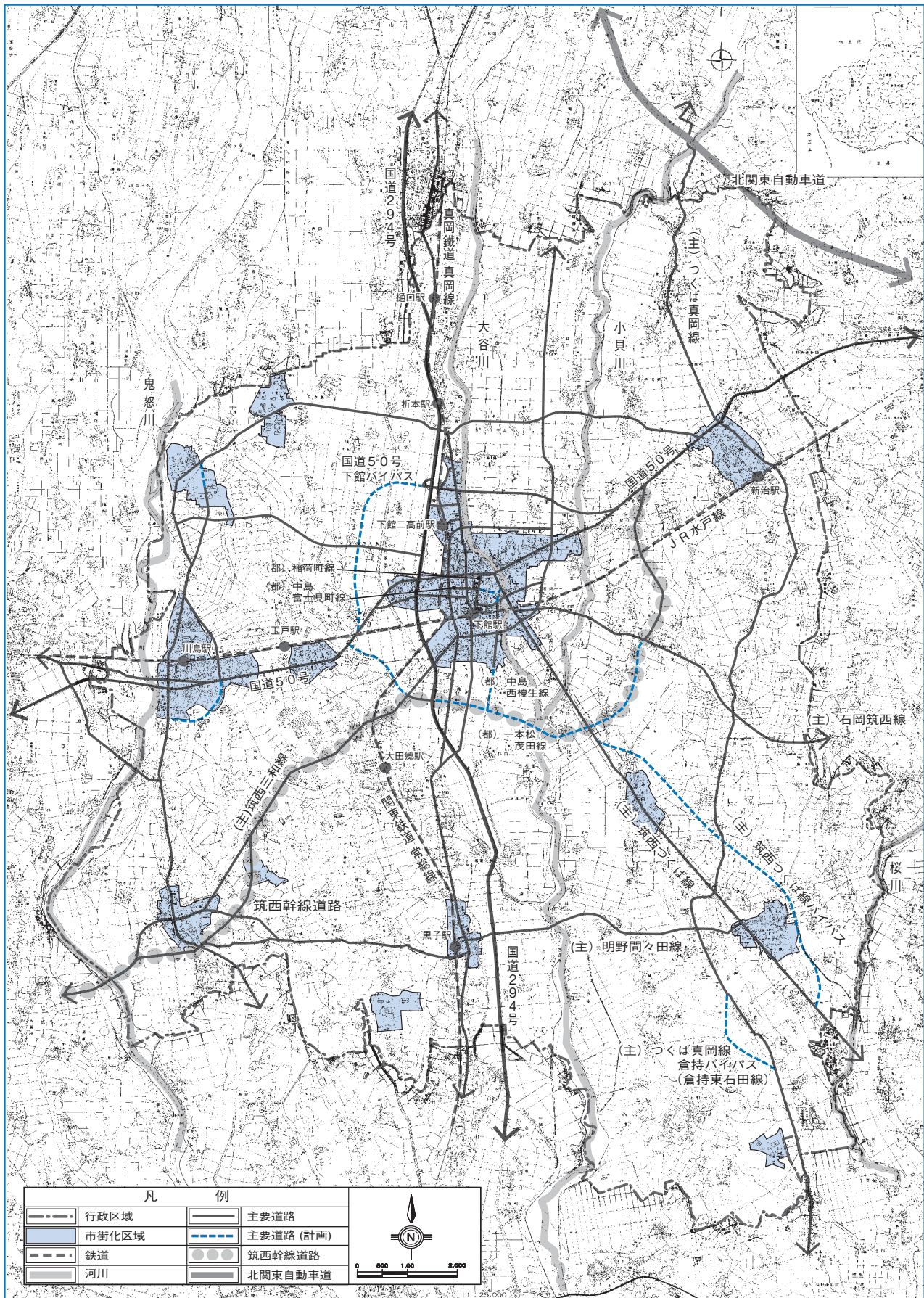
(3) 都市計画道路の整備

市街地の道路ネットワークを強化するため、中島・富士見町線、中島・西榎生線などの都市計画道路の整備を推進します。



■ 一本松茂田線（都市計画道路）

主要道路整備状況



2. 公共交通網の整備

<現況と課題>

本市は、JR 水戸線が東西を横断するとともに真岡鐵道真岡線及び関東鐵道常総線が南北を縦貫する鉄道交通の要衝となっていますが、これらの鉄道の利用者は全体として減少傾向となっています。

民間路線バスは、1 社 5 路線が運行されていますが、バス利用者は減少の一途をたどっています。また、市が運行する巡回バス等の福祉バスの利用者も減少傾向にあります。

今後は、高齢者や障害者をはじめ交通弱者への対応や市民の交通利便性の確保のため、鉄道の輸送力の強化を図るとともに、市民ニーズに対応した、だれもが利用しやすい新しい公共交通システムを構築していく必要があります。

■鉄道の利用状況（1 日平均乗車人数）

（単位：人）

	JR 水戸線				関東鐵道常総線			真岡鐵道真岡線			
	新治駅	下館駅	玉戸駅	川島駅	下館駅	大田郷駅	黒子駅	下館駅	下館二高前駅	折本駅	ひぐち駅
平成 13 年度	1,052	4,450	869	1,151	588	214	58	485	52	88	77
平成 14 年度	970	4,261	874	1,066	517	201	47	372	48	61	75
平成 15 年度	925	4,129	853	1,017	476	208	48	362	41	52	59
平成 16 年度	882	4,027	865	1,008	500	215	48	364	56	42	51
平成 17 年度	837	3,928	851	987	539	209	59	372	38	49	47

資料：JR 水戸支社、関東鐵道、真岡鐵道㈱

■路線バスの 1 日平均利用状況

	利用者数（人）
平成 13 年度	396
平成 14 年度	324
平成 15 年度	308
平成 16 年度	282
平成 17 年度	254

資料：関鉄パープルバス㈱

<基本目標>

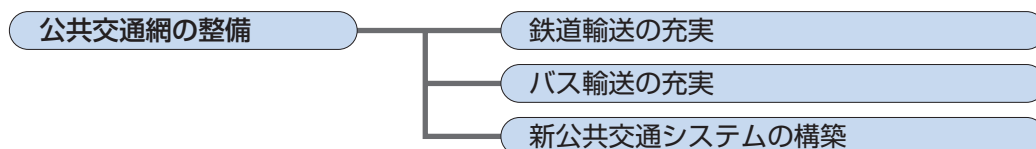
高齢者や通学者の移動手段として欠くことのできない鉄道・バス等公共交通機関の輸送力強化と利便性向上を図ります。

また、交通弱者や公共交通利用不便地域に対応し、市民のニーズに応える新しい公共交通システムを構築します。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成17年)	目標値 (平成23年)
下館駅1日平均乗車人数	4,839人	5,000人
新公共交通システムの年間利用者数	(未整備)	100,000人

<施策の体系>



<基本施策>

(1) 鉄道輸送の充実

JR 水戸線や真岡線、常総線利用者の利便性向上のため、運行本数の増加や乗り継ぎ時間の短縮などを関係機関に要望していきます。

(2) バス輸送の充実

路線の整備拡充や運行本数の増便などを関係機関に要望するとともに、環境にやさしく、すべての人に利用しやすい車両の導入を促進します。

(3) 新公共交通システムの構築

交通弱者への対応、公共交通利用不便地域の解消を目指し、だれもが利用しやすい新公共交通システムを構築します。



■ 関東鉄道常総線

第5節 生活基盤の整備

1. 生活道路

<現況と課題>

本市の市道延長は2,626km、舗装率は66.2%となっていますが、市内の各地区拠点間を連結する道路や周辺市町村へ連絡する道路の整備が遅れています。

また、市街地内の道路は全般に幅員が狭く、屈曲部等通行不便箇所も多いことから、緊急車両の通行や歩行者・自転車の安全に配慮した整備が必要となっています。

今後は、市民生活を支える身近な生活道路を計画的・段階的に整備するとともに、交通安全施設の充実、快適な歩行空間の整備など、バリアフリーに配慮した高齢者や障害者などだれにもやさしい道路づくりを推進していく必要があります。

■市道の整備状況

	実延長 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	歩道延長 (m)
平成 16 年	2,635,406	1,698,947	64.5	142,096
平成 17 年	2,642,888	1,712,210	64.8	131,882
平成 18 年	2,626,627	1,738,217	66.2	139,690

資料：土木課

<基本目標>

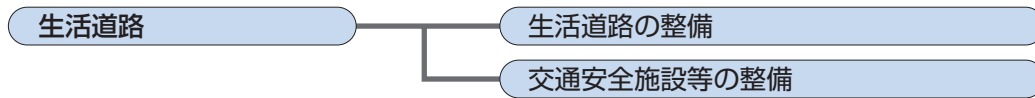
市民の日常生活を支える身近な道路網の計画的な整備を図ります。

また、交通環境の維持・改良を計画的に推進するとともに、安全で快適な歩行者・自転車道の整備を推進します。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
市道の舗装率	66.2%	70.0%

<施策の体系>



<基本施策>

(1) 生活道路の整備

市内の各地区拠点間を連結する道路や周辺市町村へ連絡する道路など、幹線道路を補完し、市街地の形成を支援する生活道路の計画的な整備を図ります。

また、日常生活を支える身近な道路の維持・管理や狭隘・屈曲部など危険箇所の改良に努め、安全性・利便性の向上を図ります。

(2) 交通安全施設等の整備

歩車道の分離や自転車道の整備、ガードレール・カーブミラー等交通安全施設等の整備など、歩行者・自転車が安全・快適に利用できる道づくりを推進します。

2. 公園・緑地

<現況と課題>

公園・緑地は都市生活における緑や癒しの空間というだけでなく、災害時の避難場所等防災拠点としての機能も有しており、安全で快適な都市生活の実現に向けて生活に密着した公園・緑地の均衡ある整備が望まれています。

本市ではこれまで、市街地における身近な公園・広場の整備や、スポーツ・レクリエーションの拠点となる総合公園・運動公園等の整備を進めてきました。

今後は、「都市計画マスタープラン」に基づき、多様化する市民ニーズを把握しながら、質・量ともに整備水準の向上を図るとともに、市民の協力を得ながら適切な維持・管理に努めていく必要があります。

また、都市化に伴い失われつつある市街地の緑や田園地域の里山、河川の水辺などの貴重な緑空間の保全に市民と一体となって取り組んでいく必要があります。

■都市公園（※1）整備状況

（平成17年度末）

公園種別	広域公園	運動公園	総合公園	地区公園	近隣公園（※2）
箇所数	1	3	1	2	5
面積（ha）	24.80	19.15	5.37	16.30	8.36
公園種別	街区公園（※3）	歴史公園	緑道		合計
箇所数	50	1	3		66
面積（ha）	11.47	0.02	0.67		86.14

資料：公園街路課

■1人当たり都市公園面積

（平成17年度末）

市町村名	筑西市	古河市	結城市	下妻市	つくば市	桜川市	県平均
面積（m ² ／人）	7.69	23.55	4.75	15.52	9.69	5.61	8.08

資料：公園街路課

<基本目標>

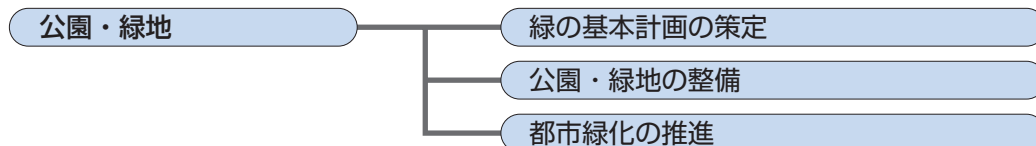
都市部に残る貴重な緑の保全を図るとともに、都市空間の基盤となる近隣公園や街区公園の整備充実に努めます。

また、多様化する市民のニーズを踏まえつつ、運動公園などの整備充実に推進します。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
市民 1 人当たりの都市公園整備面積	7.69m ²	9.23m ²

<施策の体系>



<基本施策>

(1) 緑の基本計画 ※ 4) の策定

「都市計画マスタープラン」による総合的な公園・緑地計画とあわせ、公共公益施設の緑化や民有地の緑化、貴重な緑地の保全等、本市が取り組む緑のまちづくりの指針として、都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」を策定します。

(2) 公園・緑地の整備

「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」に基づきながら、街区公園や近隣公園等の身近な公園や運動公園の計画的な整備を図るとともに、市民との協働による管理のしくみづくりを検討・推進します。

また、市街地及び隣接部に残る貴重な緑地の都市計画決定など、緑地の保全を推進します。

(3) 都市緑化の推進

アジサイの里親制度や街並みの緑化など、市民の主体的な緑化活動やボランティア活動への支援やそのためのルールづくりに取り組み、地域に根ざした都市緑化を推進します。

- ※ 1 都 市 公 園：都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体や国が設置するもの。
- ※ 2 近 隣 公 園：近隣地区に居住する者を利用の対象とし、1ヶ所当たり面積2haを標準として配置する公園。
- ※ 3 街 区 公 園：最も身近な公園で、1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する公園。
- ※ 4 緑の基本計画：都市緑地法に基づく都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実現するため、その目標や緑地の配置方針を定める計画。

3. 上水道

<現況と課題>

上水道は市民生活、都市の諸活動に不可欠なものであり、ライフラインとしての役割を担う根幹的施設です。

本市の上水道は、昭和35年供用開始以来、下館分区、協和分区、関城分区、明野分区の4つの水道事業により水需要に対応した管路拡張や施設整備を進め、現在では市全域が給水区域となっており、平成17年度末現在の普及率は85.5%となっています。

今後とも、水の安定供給に向けた水源の確保を図るとともに、水の安全の確保に向けた水質管理体制のさらなる充実が必要になっています。

また、給水可能地区での加入促進を進めるとともに、公営企業としての健全な事業経営に向けて、4事業の早期統合を図る必要があります。

■上水道の現況

項 目	平成16年度	平成17年度
給水人口（人）	96,767	96,420
給水戸数（戸）	29,880	30,127
普及率（%）	85.2	85.5
年間有収水量（m ³ ）	7,859,290	7,874,382
1日平均有収水量（m ³ ）	21,532	21,573
配水管延長（km）	917.52	921.99
1人1日平均有収水量（l）	223	224

資料：水道部

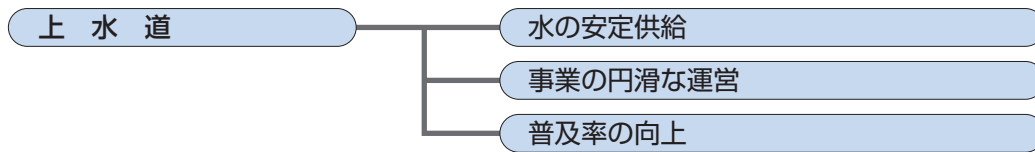
<基本目標>

将来の水需要等に対応する総合的な計画に基づき、水源の確保と施設の整備・拡充を図り、安全な水の安定供給を推進します。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成17年)	目標値 (平成23年)
上水道普及率	85.5%	90.0%
1日平均有収水量（水道使用量）	21,573m ³	23,000m ³

<施策の体系>



<基本施策>

(1) 水の安定供給

既設老朽管の更新や配水管未整備区域の整備を計画的に進め、将来の水需要を踏まえた施設の整備・拡充を図るとともに、他事業体との応援給水体制の充実に努め、災害時のライフラインの確保を図ります。

また、定期的な水質検査、各施設の運転・管理状況のチェックの強化を図るとともに、地下水と県企業局からの受水による2系統を基本に、安定した水源の確保に努めます。

(2) 事業の円滑な運営

水道事業の円滑な運営のため、4水道事業の統合と料金等の統一化を図ります。

また、各施設の運転・管理や検針などの一部業務の委託により、コストの縮減を図ります。

(3) 普及率の向上

安全・安心な水道事業をPRし、個人井戸や共同井戸水の利用者に対し、上水道利用への転換を呼びかけ、利用促進を図ります。

4. 下水道

<現況と課題>

本市では、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽などにより地域の特性に合わせた生活排水の処理を推進しています。

このうち公共下水道は、下館地区の単独公共下水道、関城地区の鬼怒小貝流域下水道関連公共下水道、明野・協和地区の小貝川東部流域下水道関連公共下水道による整備を進めており、今後とも、各計画に基づきながら認可区域の整備を着実に推進するとともに、自治会等と連携して加入促進を図っていく必要があります。

また、農業集落排水事業については、それぞれの地区の特性に応じて整備を推進していますが、未整備地区においては依然農業用水等の汚濁が進行していることから、合併処理浄化槽の普及と併せて早期対応が必要となっています。

今後とも、公共下水道事業との整合を図りながら、農業集落排水の整備や合併処理浄化槽の普及など、地域に応じた効果的な生活排水処理を推進していく必要があります。

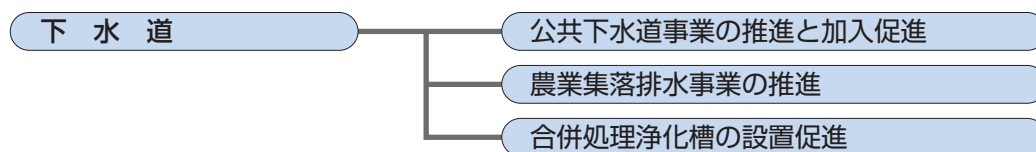
<基本目標>

公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽などの適切な組み合わせにより、地域の特性に合わせた生活排水の処理を推進するとともに、供用開始地区における加入促進を図ります。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
公共下水道供用開始地区の加入率	73.5%	75.0%

<施策の体系>



<基本施策>

(1) 公共下水道事業の推進と加入促進

公共下水道の整備を推進するとともに、未接続者の加入促進を図ります。

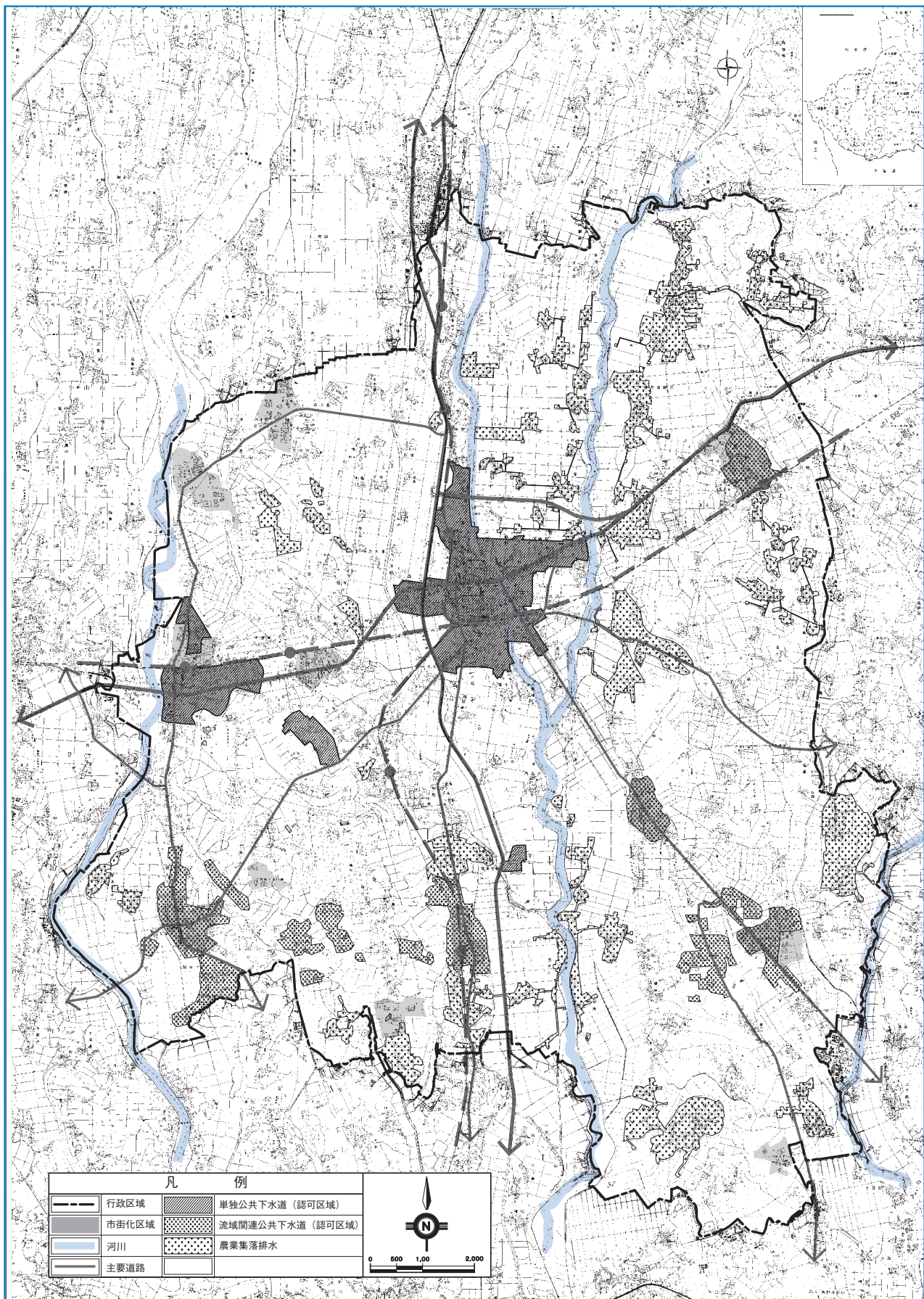
(2) 農業集落排水事業の推進

竹島地区・関城東地区・協和北第3地区の農業集落排水事業の早期完成を図るとともに、施設の良好な処理機能を維持し、汚泥の農地還元を推進します。

(3) 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道区域、農業集落排水実施区域との調整を図りつつ、合併処理浄化槽の設置を促進します。

生活排水施設整備区域



5. 河 川

<現況と課題>

本市には1級河川(※1)が11河川、準用河川(※2)が3河川の計14河川が流れています。これらの河川は、治水機能はもとより、雄大な自然や潤いある水辺の環境として市民に親しまれており、河川の美化や景観を守る市民・団体の活動もさかんに行われています。

一方、未改修箇所などでは豪雨等による氾濫、決壊等、依然として災害の危険性を有していることから、適切な治水対策が求められています。

今後は、国土交通省や茨城県に対して、各同盟会などを通して、治水、利水両面での河川整備を要望していくとともに、河川敷への公園や緑道の設置、親水性や生態系に配慮した安全で親しみやすい河川環境の創造に市民とともに取り組んでいく必要があります。

<基本目標>

河川の早期改修を促進し総合的な治水機能の充実を図るとともに、災害を未然に防ぐ調査・パトロール体制を強化します。

また、安全で潤いのある河川空間を創造するため、市民とともに親しみやすい河川環境の整備を推進します。

<施策の体系>



<目標指標>

(1) 総合的な治水排水対策の推進

国土交通省、茨城県、各土地改良区、公共下水道事業との十分な調整を図り、河川改修による総合的な治水排水対策を推進します。

(2) 河川環境の整備

生態系に配慮した親水性のある、豊かな河川の水辺環境の確保に努めるとともに、多目的に利用できる空間の整備を検討・推進していきます。

また、関係機関と連携した河川パトロールや水路等の点検、市民による河川環境の美化など安全で潤いのある河川環境の整備に市民とともに取り組んでいきます。

※1 1級河川： 国土保全上または国民経済上、特に必要な水系で、国土交通大臣が指定した河川。

※2 準用河川： 1級、2級河川以外の河川で、各市町村長が指定・管理を行う河川。

6. 公営住宅

<現況と課題>

本市の公営住宅は、県営住宅2団地、市営住宅25団地が整備されています。このうち市営住宅721戸は、昭和20年から40年代に建設された木造や簡易耐火建築物が約4割を占めています。

本市ではこれまで、耐用年数を経過した市営住宅の修繕・維持管理・建替えなどを段階的に推進するとともに、茨城県とともに地域住宅計画に基づく新規整備に取り組んできました。

今後は、少子高齢化の急速な進行などを背景に多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、新たな「住生活基本計画」に基づく、中長期的な観点に立った維持管理補修、建替え、耐震化等の改良、用途廃止など公営住宅の整備に努めていく必要があります。

また、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅など民間活力の導入や、高齢者世帯に配慮した公営住宅の整備に積極的に取り組んでいく必要があります。

■筑西市営住宅の管理戸数

(平成18年4月1日現在)

地区	住宅名	建設年度	構造 (タイプ)	管理 戸数	地区	住宅名	建設年度	構造 (タイプ)	管理 戸数
下館地区	箱ヶ島	S28	木造	1	関城地区	船玉	S53	簡平	6
	川島駅前	S29	木造	10		上町	S53	簡平	9
	折本中山	S29	木造	19		井上	S55	簡平	20
	玉戸南	H7～H10	中耐	54	関城地区・計				35
	玉戸北	S36・37	木造	49	明野地区	海老ヶ島	S41・42	木造	15
	玉戸西	S43・44	木造	35		権現台	S53・54	簡平	70
	玉戸伊房地	S45・46	簡平	30	明野地区・計				85
	玉戸山ヶ島	S46・49	簡平	20	協和地区	宮本	H3	木造	20
	女方	S33・34・35	木造	44		今泉	S51	簡平	20
	中舘	S34・35・ H12・13・ 15・16	木造	19		若松町	S50	簡平	20
	五所宮	S46・47・48	簡平・簡二	49		上星谷	S52	簡平	20
	鷹ノ巣	S53～57	中耐	126		新治	S35・36	木造	24
	岡芹	H元	中耐	16		門井	S34	木造	10
	みどり町	H14	中耐	15	協和地区・計				114
下館地区・計				487	合 計				721

簡平：簡易耐火平屋構造 簡二：簡易耐火2階構造 中耐：中層耐火構造
建設年度が継続の場合は、その工事の最終年度を記載しています。

資料：建築課

<基本目標>

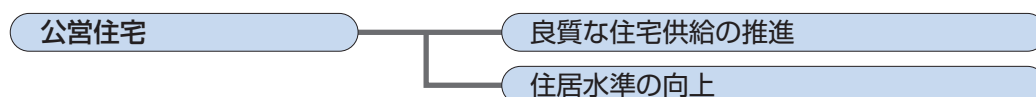
「住生活基本計画」に基づき、老朽化した市営住宅の改善、既存住宅の品質・性能の維持・向上、建替え等、住宅の適正な管理を推進します。

また、民間活力を導入した公営住宅や高齢者に対応したバリアフリー住宅を取り込んだ公営住宅の建設を推進します。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
市営住宅戸数	721 戸	725 戸
高齢者、障害者に配慮した市営住宅戸数	30 戸	60 戸

<施策の体系>



<基本施策>

(1) 良質な住宅供給の推進

「住生活基本計画」に基づきながら、計画的な維持管理補修、耐用年数が経過した戸建住宅の払い下げ、空地の有効利用など、住宅計画の見直しを図ります。

また、「地域住宅計画」に基づきながら、新規住宅の建設、建替え、ストックの活用などによる公営住宅の整備を推進していきます。

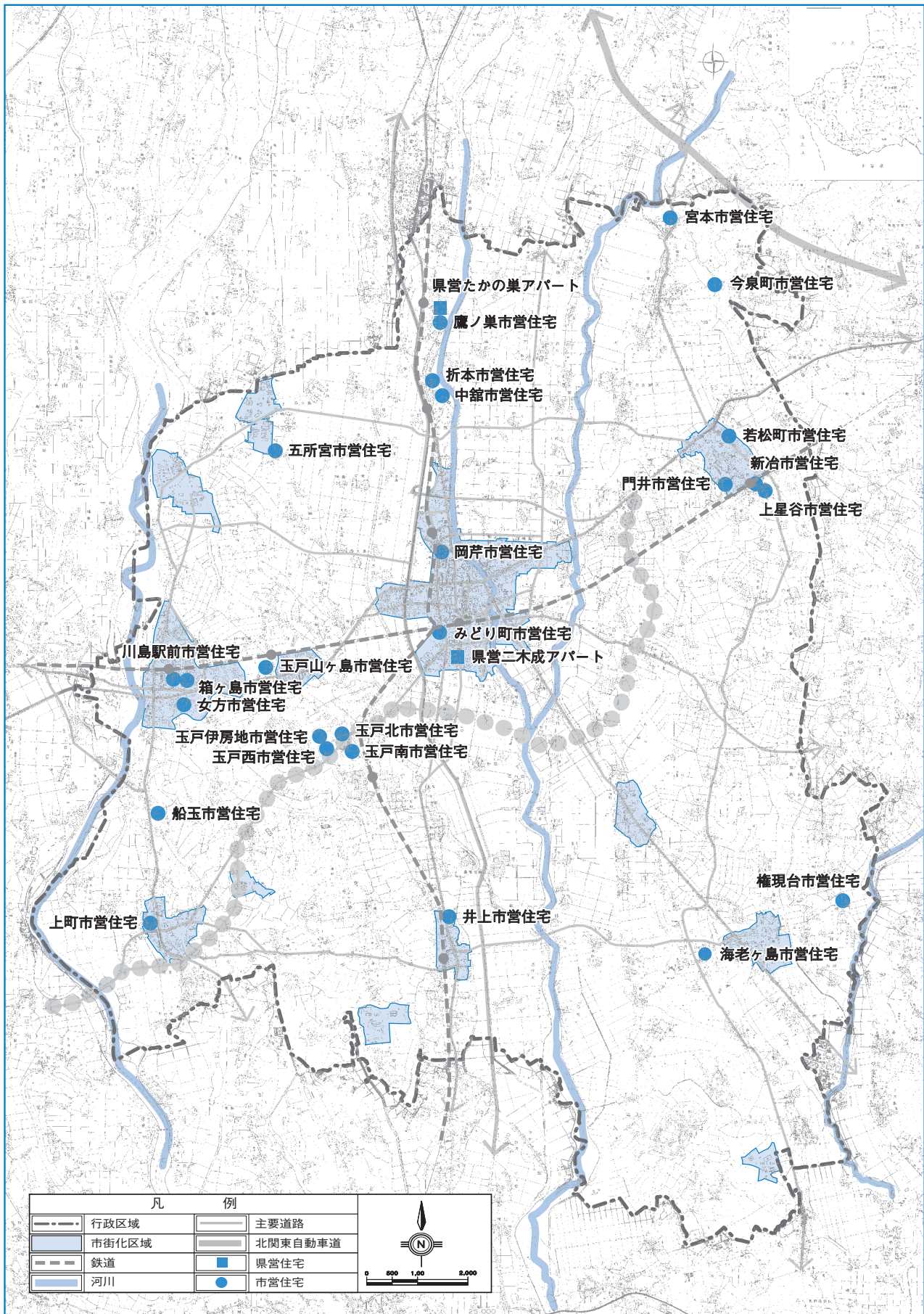
さらに、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅など、民間活力の導入による良質な住宅の供給や、バリアフリー化住宅を取り込んだ公営住宅の建設など、多様な住宅ニーズに対応する住宅供給を推進していきます。

(2) 住居水準の向上

老朽化の進む市営住宅及び市営住宅内の公園や集会場等の維持・補修を進め、住居水準の向上を図ります。

また、一般の住宅についても、茨城県建築士会筑西支部と連携し、木造住宅簡易耐震診断相談を実施し、耐震化の啓発に努めます。悪質リフォームに係るトラブルに関する相談に対しては、関係機関との情報交換・連携強化を図りながら対応します。

市営住宅配置図（県営住宅含）



7. 公営墓地

<現況と課題>

近年の少子高齢化及び核家族化の進行など家族形態の変化や墓地観の変化等に伴い、墓地の需要は大きく増加するとともに多様化していくことが予想されます。

本市では現在、「協和台原公園墓地」、「明野富士見霊園」、「明野墓地」の3箇所の市営墓地を経営・管理しています。

今後とも、これらの墓地の適切な経営・管理を継続するとともに、施設の修繕や駐車場等必要な整備を図っていく必要があります。

■ 市営墓地の使用状況

(平成18年12月1日現在)

市営墓地名	墓地区画数(区画)	墓地使用数(区画)	墓地使用率(%)
協和台原公園墓地	1,291	633	49.0
明野富士見霊園	164	110	67.1
明野墓地	319	299	93.7

資料：生活環境課

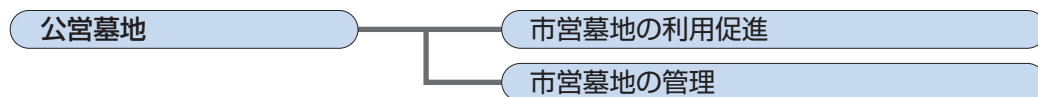
<基本目標>

市内の墓地需給の実情の把握に努めながら、市民のニーズに応える環境及び外観に十分配慮した優良な市営墓地の整備・供給を図ります。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
協和台原公園墓地の使用率	49.0%	54.0%
明野富士見霊園の使用率	67.1%	95.0%

<施策の体系>



<基本施策>

(1) 市営墓地の利用促進

広報紙や市ホームページを活用し、随時使用者の募集を行うなど、市営墓地の利用を促進していきます。

(2) 市営墓地の管理

市営墓地の駐車場整備など施設の整備充実に努めるとともに、墓地台帳の整備をはじめ、適正な管理システムの導入を図ります。

8. 情報通信基盤

<現況と課題>

情報通信技術の急速な進歩により、生産や流通などの経済活動はもとより、消費・労働・教育等の情報の入手・伝達など、市民生活のさまざまな分野で情報通信技術への対応が進められています。これに伴い、行政においても業務の迅速・効率化や誰もがいつでも、簡単に利用できる行政サービスの手段として、情報通信基盤の充実が求められています。

本市ではこれまで、統合型ネットワークの構築により業務の効率化を推進するとともに、市内60ヶ所以上の公共施設と接続する情報ネットワークを構築し、行政サービスの向上に努めてきました。

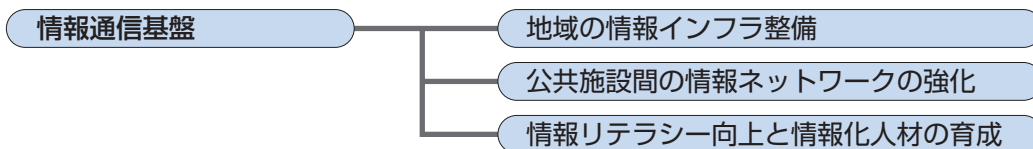
今後は、このネットワークを地域情報化の基盤としても有効に活用し、地域経済活性化や魅力ある地域コミュニティネットワークの創造につなげていくことが期待されます。

また、地域による情報格差の解消に向けた基盤の充実に努めるとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、利便性が高く市民生活の豊かさにつながる地域情報化に早急に取り組む必要があります。

<基本目標>

「情報化推進計画」に基づき、行政の効率化に向けた体系的な情報システムの構築を図るとともに、これらを有効に活用した地域情報化を推進します。

<施策の体系>



■ セキュリティ講習会

<基本施策>

(1) 地域の情報インフラ整備

時間や場所の制約を受けずに活用できる情報通信技術を地域間のコミュニティツールとする地域の情報インフラ整備により、行政や地域間の交流、世代間・団体間の交流等の活性化を促進します。

また、だれもが、いつでも、どこでも、高水準の情報通信が利用できるよう関係機関と協力して情報格差の解消に努めます。

(2) 公共施設間の情報ネットワークの強化

市役所、学校、生涯学習関連施設など、公共施設間の情報ネットワークの強化を図り、様々な行政情報や地域情報を共有し、活用できるシステムの構築を目指します。

公共のスペースにおけるだれもが利用しやすいインターネット環境の整備を推進します。

(3) 情報リテラシー向上と情報化人材の育成

だれもが、いつでも、どこでも安心して利用できる行政サービスの実現に向けて、情報基盤の整備と併せた高度な安全管理やリスク管理体制の強化に取り組み、電子市役所の実現を目指します。

また、情報リテラシー(※)の向上に向けた職員の情報化研修会等の実施により、さまざまな情報を適切に管理・活用できる人材の育成に努めます。

※ 情報リテラシー：情報機器やネットワークを活用して情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

第6節 安全・安心なまちづくりの推進

1. 消防・救急対策の強化

<現況と課題>

本市の常備消防は、筑西広域市町村圏事務組合により、消防本部、下館消防署、関城分署、明野分署、協和分署、下館消防署川島出張所が配置されています。また、消防団は6中隊43の分団で構成されています。

本市ではこれまで、年次計画に基づき、消火栓・防火貯水槽等の整備拡充を図るとともに、老朽化した消防ポンプ自動車の更新や消防車庫及び詰所の建て替えを実施し、地域消防防災の強化を順次推進し、消防・救急対策の充実に努めてきました。

今後とも、増加傾向にある火災発生件数や救急出動に対応する体制の一層の強化を図るとともに、建築物の高層化、救急救命士による高度な救急処理の要請など多様化する消防・救急需要に的確に対応していくため、職員・団員の能力向上や機械設備の充実に早急に取り組んでいく必要があります。

■消防職員数及び消防機械

(人、台)

	消防 職員数	はしご付 消防 ポンプ車	化学消防 ポンプ車	水槽付 消防 ポンプ車	普通消防 ポンプ車	水槽車	救急車	搬送車	救助 工作車
平成17年	112	1	1	4	2	1	5	1	1

資料：筑西広域市町村圏事務組合消防本部

■火災発生状況

(件)

	発生件数
平成15年	55
平成16年	56
平成17年	58

資料：筑西広域市町村圏事務組合消防本部

■救急出動状況

(件)

	総 数	火 災	交 通	一般負傷	急 病	その他
平成15年	3,392	8	658	340	1,880	506
平成16年	3,405	6	625	338	1,907	529
平成17年	3,602	7	655	338	2,068	534

資料：筑西広域市町村圏事務組合消防本部

<基本目標>

消防力の強化充実に努めるとともに、消防・防災知識・訓練の徹底、災害予防対策の強化を図ります。

また、事故や災害に速やかに対応できる救急・救助体制の一層の充実に努めます。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
消防団員数	816人	876人
普通救急講習受講者数	713人	11,000人
救急救命士資格取得者数	8人	20人

<施策の体系>



<基本施策>

(1) 消防体制の充実

生活様式や都市構造の変化に対応できるよう、消防署及び分署の整備や消防装備の近代化、消防職員の技術の向上に努めます。

また、消防団組織の強化や資機材・消防施設の系統的整備を進め、団員の確保に努めます。

(2) 救急・救助体制の充実

事故や災害・急病の発生に速やかに対処し人命救助が図れるよう、救急救命士の養成をはじめとして救急隊員の能力向上を図るとともに、自動体外式除細動器（AED）（※1）の計画的配置など救急資機材の充実や高規格救急自動車（※2）等の導入、通信システムの高度化等を図ります。

(3) 予防対策の充実

災害の未然防止のため、防火対象物についての調査・査察等を実施するとともに、住宅用火災警報器設置の啓発に努めます。

また、高齢者世帯等への火災予防の指導強化に努めるとともに、地域における高齢者や障害者など要援護者の状況を的確に把握し、緊急時の安全の確保に努めます。

※1 自動体外式除細動器（AED）：心臓がけいれん（細動）し、機能停止状態の者に電気的な刺激を与え、細動を取り除くために使用される医療機器のこと。

※2 高規格救急自動車：車両に救急救命士が同乗し、災害現場又は搬送途中の車内で、傷病者に対して高度な応急処置ができる機能を備えた救急車のこと。



■ 県・市の合同防災訓練



■ 水防工法訓練

2. 防災対策の強化

<現況と課題>

本市における自然災害は、台風や梅雨時の豪雨による水害がほとんどですが、国土交通省による「小貝川河川災害復旧等関連緊急事業」による堤防整備事業や内水対策が実施されたことにより、今後大きな抑止効果が期待されます。

一方、地震対策については崖や急傾斜地の崩壊が発生する可能性がある箇所についての点検強化が必要であるほか、防災行政無線・防火貯水槽をはじめとした予防体制や、災害用品備蓄などの、応急体制の整備・充実が必要となっています。

また、平成17年3月に中央防災会議の地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受ける恐れのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが求められています。こうしたことを踏まえ、市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされています。さらに、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、すべての市町村において、「地震防災マップ」を作成することが求められています。

今後とも、地域の状況に応じて、市民の身体・生命・財産を守る防災施設等の災害対応力を強化し、総合的な防災管理体制を構築するとともに、地域ぐるみの防災訓練や自主防災組織の育成により、市民の自主的な防災活動を支援し、災害に強い都市づくりを進めていく必要があります。

<基本目標>

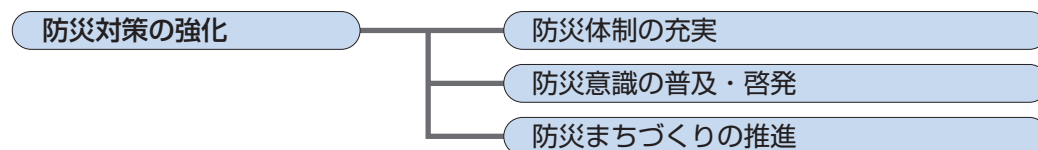
災害弱者に配慮しつつ、安全避難のための環境整備や防災拠点の整備、災害に強いライフラインや情報システムなど、防災基盤の整備を推進します。

また、消防団・自主防災組織の育成・強化や実践的な防災訓練を通して、災害等に対する市民の危機管理体制の充実に努めます。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
防災訓練への参加者数	1,500人	2,000人
自主防災組織数	10組織	30組織

＜施策の体系＞



＜基本施策＞

（１）防災体制の充実

「地域防災計画」に基づきながら、消防団の確保や自主防災組織の拡充と活動の支援、災害弱者の安全確保など、総合的な防災対策の充実を図ります。

また、災害に備え、電気・ガス・水道などのライフラインの確保、貯水槽や備蓄倉庫などの防災施設の整備を推進するとともに、緊急時の迅速かつ正確な情報伝達のための防災行政無線など防災情報システムの確立等連絡体制の強化を図ります。

さらに、国・県との連携のもと、「国民保護計画」※の適切な運用を図ります。

（２）防災意識の普及・啓発

大地震を想定した避難誘導訓練・煙体験・放水訓練・初期消火訓練・救助訓練等の小学校区単位の実施や事業所への指導など、地域ぐるみの防災訓練の実施や広報活動により市民の防災意識の普及・啓発に努めます。

（３）防災まちづくりの推進

自然災害を未然に防止するため、国・県と連携を図りながら、総合的な治水・雨水対策を推進します。

また、「耐震改修促進計画」を策定するとともに、「地震防災マップ（揺れやすさマップ）」を作成し、建物の耐震化を促進します。

さらに、だれもが安心して避難のできる避難場所の確保と避難施設及び避難路の整備を推進します。

※ 国民保護計画：国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めた計画。



■ 小学校防災訓練

3. 防犯対策の推進

<現況と課題>

近年、犯罪の多様化・凶悪化・低年齢化の傾向が顕著となっている一方、地域交流の希薄化などを背景に、地域社会が従来担ってきた犯罪抑止機能の低下が問題となっています。

本市ではこれまで、筑西地区防犯連絡員・自警団・青少年育成団体・子ども安全ボランティア等の協力により、警察・行政と連携した防犯パトロール等を実施するなど、地域における防犯活動を推進してきました。

また、平成17年に筑西市安全で安心なまちづくり条例を施行し、行政・市民・事業者・土地建物所有者等が一体となって犯罪・事故の未然防止に努めています。

今後は、警察との連携のもと、市民防犯団体をはじめとする市民の自主的な犯罪防止活動を促進しながら、安全で安心して生活できる地域社会づくりに地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

また、青少年の非行防止のため、街頭指導や相談の一層の充実とともに、市内の有害環境の浄化に努めていく必要があります。

<基本目標>

市民の自主的な防犯活動に対する指導・相談体制の充実を図り、地域コミュニティによる犯罪抑止機能の向上を図るとともに、犯罪防止や青少年非行防止に関する啓発活動を推進します。

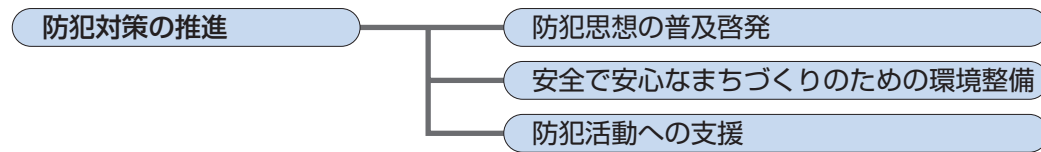
<目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
犯罪発生件数	1,600件	1,250件
防犯灯設置基数(自治会管理)	6,700箇所	7,300箇所
自警団結成数	7団体	30団体



■ 小学校交通立哨

<施策の体系>



<基本施策>

(1) 防犯思想の普及啓発

犯罪の防止に向け、防犯連絡員等の活動を通し、一人ひとりの防犯意識の啓発を図ります。

また、地域のコミュニティ活動を活かした防犯運動の展開により、防犯に対する地域力の向上を図ります。

(2) 安全で安心なまちづくりのための環境整備

都市化の進展に合わせた警察施設の充実を要請します。また、犯罪抑止につながる防犯灯の計画的な整備を図ります。

また、子どもの見守りや非行防止活動、子ども安全パトロールなど、子どもの安全の確保に地域ぐるみで取り組みます。

(3) 防犯活動への支援

筑西市安全で安心なまちづくり条例に基づき、防犯に関する指導・相談体制の充実を図り、市民が自主的に実施する防犯活動を支援します。



■ 防犯キャンペーン

4. 交通安全対策の推進

<現況と課題>

交通安全は依然として重要な課題であり、特に近年では飲酒運転や交通違反など交通モラルの低下による事故の多発が大きな社会問題となっています。

本市の交通事故発生件数は年々減少の傾向にありますが、近年、子どもや高齢者に関わる事故が顕著であり、交通安全のさらなる徹底が望まれています。

本市ではこれまで、警察署・交通安全協会・交通安全母の会等との連携のもと、各種教室や講習会を開催し、交通安全の指導・啓発に努めてきました。

今後は、職場や地域、幼児から高齢者まで、それぞれの状況・段階に応じた参加体験型の交通安全教育を推進するなど、効果的な啓発活動を推進していく必要があります。

併せて、交通安全施設の整備や障害者にも安全な歩行空間の確保、違法駐車等の防止のための駐車場・自転車等駐車場の設置を検討・推進していく必要があります。

■ 事故発生件数・死亡者数・負傷者数の推移

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
事故発生件数（件）	1,075	953	928	865	817
死亡者数（人）	25	16	19	12	16
負傷者数（人）	1,385	1,198	1,184	1,149	1,068

資料：市民安全課

<基本目標>

すべての市民を対象に交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者や子供を交通事故から守る運動を積極的に展開します。

また、道路状況に即した各種交通安全施設の整備・補修・改善を図るとともに、歩道の整備、放置自転車等の防止・排除を推進します。

<目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
小学校での交通安全教室開催状況	開催 33 回 参加人員 5,217 人	開催 40 回 参加人員 9,800 人
高齢者対象の交通安全教室開催状況	開催 0 回 参加人員 0 人	開催 22 回 参加人員 880 人

<施策の体系>

交通安全対策の推進

交通安全運動の推進

交通安全施設の整備

<基本施策>

(1) 交通安全運動の推進

交通安全協会・交通安全母の会・その他団体や施設との連携のもと、交通安全教室、交通安全講習会、街頭キャンペーン等を実施し、幼児から高齢者に至るまでの市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

また、飲酒運転追放運動、高齢者と子供を交通事故から守る運動、シートベルト・チャイルドシート着用促進運動等を積極的に展開します。

(2) 交通安全施設の整備

道路交通状況に即した交通安全施設の整備・補修・改善を推進します。

また、自転車等の放置防止条例の徹底とともに、駅周辺の放置自転車等対策として自転車等駐車場の整備を図ります。



■ 小学校交通安全教室